

はじめに

この資料集は、社会福祉法人会計に携わっておられる方々の実務の参考に供していただくために、社会福祉法人会計に関する次の法令及び通知を収録しています。

- Ⅰ 社会福祉法人の計算に関する社会福祉法及び当該法文に係る「社会福祉法施行令」及び「社会福祉法施行規則」
- Ⅱ 社会福祉法人会計が拠るべき「社会福祉法人会計基準」(厚生労働省令)
- Ⅲ 会計処理等に関する運用上の取り扱い(局長通知)
- Ⅳ 会計処理等に関する運用上の留意事項(課長通知)

上のうちⅢ及びⅣは、社会福祉法人会計基準の制定に伴って厚生労働省の局長及び課長から発出された通知ですが、社会福祉法及び社会福祉法人会計基準とあわせて、これらは実務上とても重要な定めです。実務で根拠法文・根拠通知等が出てきたときに、これらの法令・通知を参照することによって、皆様の知識が系統だったものとなり全体的な理解が進むと思います。また、法令等の本文頁右欄に【编者注】を掲げておりますので、あわせてご参照下さい。

さて、現在、社会福祉法人の総数は約2万1千法人、その従事者数は約110万人であり、わが国の経済にも大きな割合を占めています。「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手」であり(社会福祉法第24条第1項)、人口減少の続く日本において、その果たすべき役割は今後ますます増大するものと思われまます。その福祉現場を支える方々は、児童福祉・保育所等を支えておられる約70万人、老人福祉等を支えておられる約24万人を始め、その殆どが福祉の専門家の方々です。これら福祉専門家の皆様が、専門外の会計・人事労務等の的確な知識を保有することは困難であり、適切な入門書・概説書も多くありません。しかし、現在の社会福祉法人の「経営」に当たっては、福祉に関する専門知識以外にも、会計・人事労務等に関しても多くの知識が必要となっております。

このような問題意識のもと、当会(福祉経営管理実践研究会 略称:実践研)は、「社会福祉に関わる者が協働して、社会資源を開発しながら地域社会の課題を解決し得るための経営管理実践のあり方を研究し、その実践を遍く社会に広めることを目的」として、令和3年に設立されました。実践研は、実務家・専門家を問わず、実践研の趣旨に賛同した者たちが持てる力を結集して、実務に役立つ成果物を世に届ける活動を続けてゆきたいと考えております。

この資料集が、社会福祉法人会計の実務に携わる皆様に役立ちますことを願いますとともに、より多くの皆様が実践研に結集されますことを、心からお願い申し上げます。

令和7年4月12日

一般社団法人 福祉経営管理実践研究会

会長 林 光 行

内 容	掲載頁		
I 社会福祉法			
第六章 社会福祉法人			
第四節 計算	1		
II 会計基準省令			
目次	13		
第一章 総則 第1条—第2条の3	13		
第二章 会計帳簿 第3条—第6条	14		
第三章 計算関係書類			
第一節 総則 第7条—第11条	18		
第二節 資金収支計算書 第12条—第18条	20		
第三節 事業活動計算書 第19条—第24条	21		
第四節 貸借対照表 第25条—第28条	22		
第五節 計算書類の注記 第29条	23		
第六節 附属明細書 第30条	25		
第四章 財産目録 第31条—第34条	26		
附則 (省略)			
別表 第一 資金収支計算書勘定科目	27		
別表 第二 事業活動計算書勘定科目		33	
別表 第三 貸借対照表勘定科目			39
第一号 第一様式～第四様式 資金収支計算書	41		
第二号 第一様式～第四様式 事業活動計算書		48	
第三号 第一様式～第四様式 貸借対照表			55
(注) 計算書類の勘定科目について大区分・中区分・小区分に分けて記載されている			
(注) 第1様式：法人単位	55		
(注) 第2様式：内訳表(事業別～法人合計)		55	
(注) 第3様式：事業区分(拠点別～事業区分計)			55
(注) 第4様式：拠点区分			
III 運用上の取り扱い(局長通知)			
前文	61		
1 重要性の原則の適用について	62		
2 拠点区分の方法について	62		
3 サービス区分の方法について	62		
4 内部取引の相殺消去について	63		
5 支払資金について	63		
6 資産及び負債の流動と固定の区分について	63		
7 共通支出及び共通費用の配分について	63		
8 リース取引に関する会計	64		
9 国庫補助金等特別積立金の取崩しについて	64		
10 国庫補助金等特別積立金への積立てについて	65		
11 基本金への組入れについて	65		
12 基本金の取崩しについて	65		
13 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について	65		
14 受贈、交換によって取得した資産について	65		
15 満期保有目的の債券について	65		
16 減価償却について	66		
17 固定資産の使用価値の見積もりについて	66		
18 引当金について	66		
19 積立金と積立資産の関係について	67		
20 組織再編について	67		
21 重要な会計方針の開示について	68		
22 関連当事者との取引の内容について	68		
23 重要な後発事象について	69		

24	その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について	69
25	計算書類に対する注記について	69
26	附属明細書について	70
27	財産目録について	72
	別紙1 計算書類に対する注記（法人全体用）	73
	別紙2 計算書類に対する注記（拠点区分用）	76
	別紙3 ①～⑱（附属明細書）	78
	別紙4 財産目録	106
IV 運用上の留意事項（課長通知）		
	前文	107
	目次	108
1	管理組織の確立	109
2	予算と経理	109
3	決算	109
4	拠点区分及び事業区分について	109
5	サービス区分について	111
6	本部会計の区分について	112
7	作成を省略できる計算書類の様式	112
8	借入金の扱い	112
9	寄附金の扱い	113
10	各種補助金の扱い	113
11	事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動	113
12	事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の貸付金（借入金）残高	114
13	共通支出及び費用の配分方法	114
14	基本金について	114
15	国庫補助金等特別積立金について	115
16	棚卸資産の会計処理等について	116
17	減価償却について	116
18	引当金について	117
19	積立金と積立資産について	117
20	リース会計について	119
21	退職給付について	120
22	資産価値の下落について	120
23	内部取引の相殺消去について	120
24	法人税、住民税及び事業税について	121
25	計算書類の勘定科目及び注記について	121
26	関連当事者との取引について	122
27	固定資産管理台帳について	123
	別添1 具体的な科目及び配分方法	124
	別添2 減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表	126
	別添3 勘定科目説明	
	1. 資金収支計算書勘定科目の説明	128
	2. 事業活動計算書勘定科目の説明	140
	3. 貸借対照表勘定科目の説明	151
	4. 就労支援事業 製造原価明細書 勘定科目説明	155
	5. 就労支援事業 販管費明細書 勘定科目説明	156
	6. 就労支援事業 明細書 勘定科目説明	157
	7. 授産事業 費用明細書 勘定科目説明	158

I 社会福祉法

[以下は、社会福祉法のうち、「第6章 第4節 計算」を抽出]

第六章 社会福祉法人 第四節 計算

【 編者注 】

第一款 会計の原則等

第四十五条の二十三 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

・社会福祉法人会計基準→会計基準省令と略記

【編者注】 社会福祉法人会計基準

「厚生労働省令で定める基準」は、一般には**社会福祉法人会計基準**（平成28年厚生労働省令第79号。以下「会計基準省令」と略記する。）を指している。社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業については「生活福祉資金会計準則」（平成25年3月29日社援発0329第28号）によることとなっているが、通常**社会福祉法人の実務**においては、会計基準省令で全てが完結していると考えて支障ないと思われる。

・会計基準省令 13頁以下

2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

・会計年度

第二款 会計帳簿

（会計帳簿の作成及び保存）

第四十五条の二十四 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

・会計基準省令 13頁以下

2 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

・無記載・虚偽記載等は過料20万円以下（法165条5号）

（会計帳簿の閲覧等の請求）

第四十五条の二十五 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

・正当理由のない閲覧・謄写拒否は過料20万円以下（法165条3号）

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

・社会福祉法施行規則（以下**施行規則**と略記）の2条の3

施行規則

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

・左の「次に掲げる規定」の一つとして、法45条の25第2号が掲げられている

（会計帳簿の提出命令）

第四十五条の二十六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

【編者注】 会計帳簿の提出命令

訴訟当事者は、文書提出義務の有無にかかわらず提出命令を申し立てることができる。当事者が提出命令に従わない場合、裁判所は、当該文書に関する相手方の主張を真実と認めることができる（**真実擬制**）等のことが民事訴訟法第224条に定められている。しかし、法45条の16に基づく提出命令に対しては、**真実擬制**はなされないとの少数説がある。

Ⅱ 社会福祉法人会計基準

〔 会計基準省令 〕

平成28年3月31日厚生労働省令第79号（最終改定令和2年9月11日）

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十四条第一項及び第三項の規定に基づき、社会福祉法人会計基準を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第二条の三）
- 第二章 会計帳簿（第三条—第六条）
- 第三章 計算関係書類
 - 第一節 総則（第七条—第十一条）
 - 第二節 資金収支計算書（第十二条—第十八条）
 - 第三節 事業活動計算書（第十九条—第二十四条）
 - 第四節 貸借対照表（第二十五条—第二十八条）
 - 第五節 計算書類の注記（第二十九条）
 - 第六節 附属明細書（第三十条）
- 第四章 財産目録（第三十一条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（社会福祉法人会計の基準）

- 第一条 社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。
- 2 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。
- 3 この省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用する。

（会計原則）

- 第二条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。
 - 一 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。
 - 二 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。
 - 三 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
 - 四 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

運用上の取り扱い（局長通知）

- 1 重要性の原則の適用について（会計基準省令第2条第1項第4号関係）

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

 - (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
 - (2) 保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。

【 編者注 】

・会計基準省令制定当時の法44条1項及び3項は現行法の法45条の23第1項及び法45条の24第1項⇒1頁

・計算書類の定義＝法45条の27第2項（計算書類は貸借対照表&収支計算書と定義）→収支計算書は資金収支計算書と事業活動計算書とからなる cf 会計基準省令7条の2第1項2号 ⇒18頁

・計算関係書類の定義

- ・真実性の原則
- ・明瞭性の原則
- ・正規の簿記の原則

・継続性の原則

・重要性の原則 cf 局長通知1

・会計基準省令とともに参照した方がよいと思われる局長通知については左のように付記している
 なお、局長通知の記載か所にも再掲している（以下同じ）

- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
 - (4) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
 - (5) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
 - (6) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。
- なお、財産目録の表示に関しても重要性の原則が適用される。

- ・償却原価法 cf 局長通知15 ☞15頁
- ・リース取引会計 cf 局長通知8 ☞64頁
- ・税効果会計 cf 課長通知24 ☞121頁

(総額表示)

第二条の二 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。

・総額主義

(金額の表示の単位)

第二条の三 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示するものとする。

第二章 会計帳簿

(会計帳簿の作成)

第三条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第四十五条の二十四第一項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

(資産の評価)

第四条 資産については、次項から第六項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。

- ・取得原価主義
- ・受贈・交換について = 局長通知14 ☞
- ・資産評価に関して 局長通知8(☞64頁)ではリース取引会計を記載しているがここでは掲記していない

運用上の取り扱い(局長通知)

13 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について(会計基準省令第4条第1項、第22条第2項関係)

外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

運用上の取り扱い(局長通知)

14 受贈、交換によって取得した資産について(会計基準省令第4条第1項関係)

(1) 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時に於ける当該資産の取得のために通常要する価額をもって行うものとする。

(2) 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行うものとする。

・cf 寄附物品の会計処理 = 課長通知9(2) ☞113頁

2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。

・減価償却対象資産金額 = 10万円以上 cf 課長通知17(1) ☞116頁

別表第一 資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）

収入の部

事業活動による収入		
大区分	中区分	小区分
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入
		利用者負担金収入（公費）
		利用者負担金収入（一般）
	居宅介護料収入 （介護報酬収入）	介護報酬収入
		介護予防報酬収入
	（利用者負担金収入）	介護負担金収入（公費）
		介護負担金収入（一般）
		介護予防負担金収入（公費）
		介護予防負担金収入（一般）
	地域密着型介護料収入 （介護報酬収入）	介護報酬収入
		介護予防報酬収入
	（利用者負担金収入）	介護負担金収入（公費）
		介護負担金収入（一般）
		介護予防負担金収入（公費）
		介護予防負担金収入（一般）
	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入
		介護予防支援介護料収入
介護予防・日常生活支援総合事業収入		事業費収入
		事業負担金収入（公費）
		事業負担金収入（一般）
利用者等利用料収入		施設サービス利用料収入
		居宅介護サービス利用料収入
		地域密着型介護サービス利用料収入
		食費収入（公費）
		食費収入（一般）
		食費収入（特定）
		居住費収入（公費）
		居住費収入（一般）
		居住費収入（特定）
		介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入
		その他の利用料収入
その他の事業収入		補助金事業収入（公費）
		補助金事業収入（一般）
		市町村特別事業収入（公費）
		市町村特別事業収入（一般）
		受託事業収入（公費）
		受託事業収入（一般）
		その他の事業収入
	（保険等査定減）	
老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入
		事業費収入
		その他の利用料収入
		その他の事業収入
		運営事業収入
		管理費収入
		その他の利用料収入

Ⅲ 運用上の取り扱い

〔 局長通知 〕

社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い

雇児発0331第15号	社援発0331第39号	老発0331第45号	平成28年3月31日
一部改正 雇児発1111第3号	社援発1111第5号	老発1111第6号	平成28年11月11日
一部改正 子発0320第4号	社援発0320第6号	老発0320第5号	平成30年3月20日
一部改正 子発0329第11号	社援発0329第33号	老発0329第17号	平成31年3月29日
一部改正 子発0911第1号	社援発0911第1号	老発0911第1号	令和2年9月11日
一部改正 子発1112第1号	社援発1112第3号	老発1112第1号	令和3年11月12日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

【 編者注 】

局長通知
前文

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて

今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。

本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。

なお、平成28年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「26 財産目録」別紙4を除き従前の例によるものとする。

・下の「局長通知の目次」は、編者が付したものであり、元々の局長通知には存在しない

【編者注】	局長通知の目次	頁	頁
1	重要性の原則の適用について	62	17 固定資産の使用価値の見積もりについて
2	拠点区分の方法について	62	18 引当金について
3	サービス区分の方法について	62	19 積立金と積立資産の関係について
4	内部取引の相殺消去について	63	20 組織再編について
5	支払資金について	63	21 重要な会計方針の開示について
6	資産及び負債の流動と固定の区分について	63	22 関連当事者との取引の内容について
7	共通支出及び共通費用の配分について	63	23 重要な後発事象について
8	リース取引に関する会計	64	24 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について
9	国庫補助金等特別積立金の取崩しについて	64	25 計算書類に対する注記について
10	国庫補助金等特別積立金への積立てについて	65	26 附属明細書について
11	基本金への組入れについて	65	27 財産目録について
12	基本金の取崩しについて	65	別紙1 注記(法人全体用)
13	外貨建の資産及び負債の決算時における換算について	65	別紙2 注記(拠点区分用)
14	受贈、交換によって取得した資産について	65	別紙3 附属明細表(①～⑱)
15	満期保有目的の債券について	66	別紙4 財産目録
16	減価償却について	66	

社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い

【編者注】

*社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）を以下、会計基準省令と呼称する。

1 重要性の原則の適用について（会計基準省令第2条第1項第4号関係）

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- (2) 保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。
- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
- (4) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (5) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (6) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

なお、財産目録の表示に関しても重要性の原則が適用される。

2 拠点区分の方法について（会計基準省令第10条第1項関係）

拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。

3 サービス区分の方法について（会計基準省令第10条第2項関係）

サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分
- (3) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準における会計の区分

また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。

・会計基準省令2条1項4号＝会計原則の一つとして重要性の原則を記載 ㊦13頁

・償却原価法cf局長通知15 ㊦15頁

・リース取引会計cf局長通知8 ㊦64頁

・税効果会計cf課長通知24㊦121頁

・会計基準省令10条1項＝拠点区分を設けなければならない ㊦19頁
 ・拠点区分について＝課長通知4(1)(2) ㊦109頁

・会計基準省令10条2項＝サービス区分を設けなければならない ㊦19頁
 ・サービス区分の意味・方法＝課長通知5(1)(2) ㊦111頁

・別紙3⑩ ㊦87頁
 ・別紙3⑪ ㊦92頁
 cf局長通知26(2)ウ ㊦70頁

4 内部取引の相殺消去について(会計基準省令第11条関係)

社会福祉法人が有する事業区分間、拠点区分間において生ずる内部取引について、異なる事業区分間の取引を事業区分間取引とし、同一事業区分内の拠点区分間の取引を拠点区分間取引という。同一拠点区分内のサービス区分間の取引をサービス区分間取引という。

事業区分間取引により生じる内部取引高は、資金収支内訳表及び事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の事業区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

また、拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の拠点区分間における内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

なお、サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))において相殺消去するものとする。

5 支払資金について(会計基準省令第13条関係)

資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除くものとする。支払資金の残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。

6 資産及び負債の流動と固定の区分について(会計基準省令第26条第1項関係)

未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。

ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。

貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。

現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。

7 共通支出及び共通費用の配分について(会計基準省令第14条第2項、第20条第2項関係)

資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。

・会計基準省令第11条
=内部取引相殺消去を規定 ㊸19頁
・内部取引相殺消去について=課長通知23 ㊸120頁

・事業区分間取引により生じる内部取引の相殺消去cf42・49・56頁
・拠点区分間取引により生じる内部取引の相殺消去cf43・50・58頁

・サービス区分間取引により生じる内部取引の相殺消去cf87・92頁

・会計基準省令第13条
=支払資金の範囲 ㊸20頁
・左では1年基準で固定資産・負債から振替えられたものを支払資金から除くと規定している(会計基準省令では1年基準で振替えられた債権債務を支払資金から除くと規定)cf20頁欄外注

・会計基準省令第26条
=貸借対照表の区分 ㊸22頁
・企業会計における営業循環基準ではなく「経常的な取引」を区分基準として記載されている 社会福祉事業には「営業」観念が存在しないため、ほぼ営業循環基準を前提として定められたものと思われる
・文中「未収金」「未払金」は、それぞれ「事業未収金」「事業未払金」と記載すべきものであると思われる

・会計基準省令:14条2項・20条2項=共通収支の配分・共通収益費用の配分 ㊸20・21頁
・配分方法=課長通知13 ㊸114頁 cf具体的科目・配分方法=課長通知別添1 ㊸124頁

財 産 目 録
令和 年 月 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	×××
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	運転資金として	-	-	×××
			小計			×××
事業未収金		-	〇月分介護報酬等	-	-	×××
.....	-	-	-
流動資産合計						×××
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(A 拠点)〇〇市〇〇町 1-1-1	-	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	-	-	×××
	(B 拠点)〇〇市〇〇町 2-2-2	-	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	-	-	×××
			小計			×××
建物	(A 拠点)〇〇市〇〇町 1-1-1	19××年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	×××	×××	×××
	(B 拠点)〇〇市〇〇町 2-2-2	19××年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	×××	×××	×××
			小計			×××
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	-	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	-	-	×××
投資有価証券	第〇回利付国債他	-	特段の指定がない	-	-	×××
.....	-	-	-
基本財産合計						×××
(2) その他の固定資産						
土地	(〇拠点)〇〇市〇〇町 3-3-3	-	5年後に開設する〇〇事業のための用地	-	-	×××
	(本部拠点)〇〇市〇〇町 4-4-4	-	本部として使用している	-	-	×××
			小計			×××
建物	(C 拠点)〇〇市〇〇町 5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	×××	×××	×××
車輛運搬具	〇〇他 3台	-	利用者送迎用	×××	×××	×××
〇〇積立資産	定期預金〇〇銀行〇〇支店他	-	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	-	-	×××
.....	-	-	-
その他の固定資産合計						×××
固定資産合計						×××
資産合計						×××
II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	-		-	-	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	-		-	-	×××
職員預り金	〇月分源泉所得税他	-		-	-	×××
.....	-		-	-
流動負債合計						
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	-		-	-	×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	-		-	-	×××
.....	-		-	-
固定負債合計						×××
負債合計						×××
差引純資産						×××

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

別紙

【編者注】

「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」

—目次—

1	管理組織の確立	☞109頁
2	予算と経理	☞109頁
3	決算	☞109頁
4	拠点区分及び事業区分について	☞109頁
5	サービス区分について	☞111頁
6	本部会計の区分について	☞112頁
7	作成を省略できる計算書類の様式	☞112頁
8	借入金の扱い	☞112頁
9	寄附金の扱い	☞113頁
10	各種補助金の扱い	☞113頁
11	事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動	☞113頁
12	事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の貸付金（借入金）残高	☞114頁
13	共通支出及び費用の配分方法	☞114頁
14	基本金について	☞114頁
15	国庫補助金等特別積立金について	☞115頁
16	棚卸資産の会計処理等について	☞116頁
17	減価償却について	☞116頁
18	引当金について	☞117頁
19	積立金と積立資産について	☞117頁
20	リース会計について	☞119頁
21	退職給付について	☞120頁
22	資産価値の下落について	☞120頁
23	内部取引の相殺消去について	☞120頁
24	法人税、住民税及び事業税について	☞121頁
25	計算書類の勘定科目及び注記について	☞121頁
26	関連当事者との取引について	☞122頁
27	固定資産管理台帳について	☞123頁

*本運用指針で使用する略称は、次のとおりとする。

- ・会計基準省令：社会福祉法人会計基準省令（平成28年厚生労働省令第79号）。
- ・運用上の取り扱い：社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）

1 管理組織の確立

(1) 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。

また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。

(2) 会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。

(3) 施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこと。

なお、ケアハウス・有料老人ホーム等で将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭は法人に係る会計に含めて処理するものとする。

(4) 法人は、上記事項を考慮し、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。

・会計責任者

・利用者から預かる金銭等の管理

・経理規程^{cf}全国経営協からモデル経理規程が出されている

2 予算と経理

(1) 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。

また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。

(2) 法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。

なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。

(3) 会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

・社会福祉法においては設立等の場合を除き予算に関する直接の規定はないが、会計基準省令によって、資金収支計算書の決算額は予算額と対比して記載すること等が定められている。^{cf}会計基準省令16条5項・6項 21頁

・拠点区分毎に会計帳簿を作成^{cf}拠点区分＝局長通知2 62頁

・3か月以内の作成：計算書類等＝法45条の27第2項 2頁、財産目録＝法45条の34第1項第1号 10頁

・計算書類：理事会承認＝法45条の28第3項 3頁、評議員会承認＝法45条の30第2項 8頁

・財産目録の承認＝施行規則2条の40 10頁

・所轄への提出＝法59条 12頁

・拠点区分を設けるべき規定＝会計基準省令10条1項 19頁

・拠点区分の方法＝局長通知2 62頁

3 決算

決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類（資金収支計算書（法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書）、事業活動計算書（法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書）及び貸借対照表（法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表）以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、所轄庁に提出しなければならない。

4 拠点区分及び事業区分について

(1) 拠点区分について

拠点区分は、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。

公益事業（社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く）若しくは収益事業を実施している場合、これらは別の拠点区分とするものとする。

12 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の貸付金（借入金）残高

社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間及び拠点区分間の貸付金（借入金）の残高を記載するものとする（運用上の取り扱い別紙3（⑤）「事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書」参照）。

また、拠点区分資金収支明細書（運用上の取り扱い別紙3（⑩））を作成した拠点区分においては、サービス区分間の貸付金（借入金）の残高を記載するものとする（運用上の取り扱い別紙3（⑭）「サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書」参照）。

・別紙3⑤ ⇨82頁

・別紙3⑩ ⇨87頁

・別紙3⑭ ⇨98頁

13 共通支出及び費用の配分方法

（1）配分方法について

共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は別添1のとおりとするが、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。

また、科目が別添1に示すものがない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。

なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要である。

・共通支出・共通費用
=会計基準省令14
条2項・20条2項 ⇨
20頁・21頁、局長
通知7 ⇨63頁
・別添1 ⇨124頁

・減価償却費の配分
基準^{cf}課長通知17
(6) ⇨117頁

（2）事務費と事業費の科目の取扱について

「水道光熱費（支出）」、「燃料費（支出）」、「賃借料（支出）」、「保険料（支出）」については原則、事業費（支出）のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費（支出）、事務費（支出）双方に計上するものとする。

・「原則」を記載
・勘定科目説明（⇨
128頁）にも記載さ
れている
・「保育所運営費」は
現在では「委託費」
とすべき

14 基本金について

（1）基本金

会計基準省令第6条第1項及び運用上の取り扱い第11に規定する基本金として計上する額とは、次に掲げる額をいう。

ア 運用上の取り扱い第11（1）に規定する基本金について

運用上の取り扱い第11（1）に規定する社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額とは、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額とする。

さらに、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額（又は評価差額）は、寄附金とせず、国庫補助金等を含めて取り扱うものとする。

なお、設備の更新、改築等に当たっての寄附金は基本金に含めないものとする。

・会計基準省令第6
条第1項 ⇨17頁

・局長通知11(1) ⇨
65頁

・局長通知11(1)の
基本金=第一号基本
金^{cf}別紙3⑥⇨83頁

・更新・改築等の寄附
金は基本金に含め
ない

・局長通知11(2) ⇨
65頁

・局長通知11(2)の
基本金=第二号基本
金^{cf}別紙3⑥⇨83頁

イ 運用上の取り扱い第11（2）に規定する基本金について

運用上の取り扱い第11（2）に規定する資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額とは、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額をいう。

ウ 運用上の取り扱い第11（3）に規定する基本金について

運用上の取り扱い第11（3）に規定する施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額とは、平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保

・局長通知11(3) ⇨
65頁

・局長通知11(2)の
基本金=第三号基本
金^{cf}別紙3⑥⇨83頁

健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」別紙社会福祉法人審査要領第2（3）に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。

(2) 基本金の組入れ

会計基準省令第6条第1項及び運用上の取り扱い第11に規定する基本金への組み入れについては、複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。

なお、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上することができるものとする。

(3) 基本金の取崩し

運用上の取り扱い第12に規定する基本金の取崩しについても各拠点区分において取崩しの処理を行うこととする。

なお、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。

(4) 基本金明細書の作成

基本金の組入れ及び取崩しに当たっては、基本金明細書（運用上の取り扱い別紙3（㊸））を作成し、それらの内容を記載することとする。

・会計基準省令第6条第1項 ㊸17頁
 ・局長通知11 ㊸65頁

・局長通知12 ㊸65頁

・別紙3㊸ ㊸83頁

15 国庫補助金等特別積立金について

(1) 国庫補助金等

会計基準省令第6条第2項及び運用上の取り扱い第10に規定する国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。

また、国庫補助金等には、自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。

なお、施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金も国庫補助金等を含むものとする。

また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等とする。

・会計基準省令第6条第2項 ㊸17頁
 ・局長通知10 ㊸65頁

・国庫補助金等に含まれるもの
 i 民間公益補助事業による助成金等
 ii 共同募金会からの配分金
 iii 借入金返済時期に執行される一定の補助金等

(2) 国庫補助金等特別積立金の積立て

ア 国庫補助金等特別積立金の積立て

会計基準省令第6条第2項及び運用上の取り扱い第10に規定する国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点区分で積み立てることとし、合築等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。

設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして国庫補助金等とされたものは、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積立てるものとする。

・左の(2)のタイトルは原文のママだが、内容として次の3項目が記載されている

ア：積立てについて
 イ：取崩しについて
 ウ：明細書の作成

・会計基準省令第6条2項 ㊸17頁
 ・局長通知10 ㊸65頁

・(1)で国庫補助金等に含まれるものとした iii の会計方法

勘定科目説明

※会計基準省令第1号第1～第3様式、第2号第1～第3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。また、会計基準省令第3号第1～第4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。

※運用上の取り扱いの別紙3（㊸）、別紙3（㊹）については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

※「水道光熱費（支出）」、「燃料費（支出）」、「賃借料（支出）」、「保険料（支出）」については原則、事業費（支出）のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費（支出）、事務費（支出）の双方に計上するものとする。

※計算書類の様式又は別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部			
＜事業活動による収入＞			
大区分	中区分	小区分	説明
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入	介護保険の施設介護料で介護報酬収入をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等）
		利用者負担金収入（公費）	介護保険の施設介護料で利用者負担収入（公費）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分）
		利用者負担金収入（一般）	介護保険の施設介護料で利用者負担収入（一般）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分）
	居宅介護料収入 （介護報酬収入）	介護報酬収入	介護保険の居宅介護料で介護報酬収入をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等）
		介護予防報酬収入	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収入をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等）
		介護負担金収入（公費）	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入（公費）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分）
		介護負担金収入（一般）	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入（一般）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分）
		介護予防負担金収入（公費）	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入（公費）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分）